

母子・父子・寡婦の福祉関係機関

ひとり親家庭の福祉

～母子・父子・寡婦の福祉制度について～

障害者支援課 (東庁舎 1F)

- 障がい者の福祉に関すること
- 電話 435-1060

こども総合支援センター

こどもについての様々な相談や支援などに関すること

- 母子生活支援施設入所事業
- ショートステイ事業
- 夜間養護等事業 (トワイライトステイ) など
- 里親活動の支援

住所 和歌山市北桶屋町7
電話 402-7830
(電話相談専用ダイヤル:
402-7831)

青少年課 (本庁舎14F)

- 学童保育に関すること
- 電話 435-1235

保健対策課 (和歌山市保健所)

- こころの健康に関すること

住所 和歌山市吹上5-2-15
電話 488-5117

学校支援課 (本庁舎 11F)

- 就学援助に関すること
- 入学、転校の手続に関すること

電話 435-1139

保育こども園課 (東庁舎 2F)

- 保育所、こども園に関すること
- 一時的保育に関すること

電話 435-1064

住宅第1課 (本庁舎 8F)

- 市営住宅に関すること。母子・父子世帯、DV被害者世帯は、抽選時において2回抽選する機会があります。

電話 435-1098

市民相談センター (本庁舎 2F)

- 離婚問題やその他一般的な民事・家事などの相談や弁護士相談に関すること

電話 435-1025

生活支援第1課 生活支援第2課 (東庁舎 1F)

- 生活困窮者の支援と相談に関すること

電話 435-1205
435-1061

母子家庭の母とは、配偶者のない女子で20歳未満の児童を扶養している方です。

「配偶者のない」とは死別・離婚・配偶者の生死不明・配偶者からの遺棄、または婚姻によらないで母になった方をいいます。

父子家庭の父とは、配偶者のない男子で20歳未満の児童を扶養している方です。

「配偶者のない」とは死別・離婚・配偶者の生死不明・配偶者からの遺棄等で父となった方をいいます。

寡婦とは、配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある方です。

機関の名称	相談内容	所在地	電話番号
和歌山市社会福祉協議会	民事・家事等の総合相談	和歌山市小人町29	073-422-2081
和歌山県生涯学習課	和歌山県修学奨励金貸与制度	和歌山市小松原通1-1	073-441-3663
日本学生支援機構	奨学金貸付制度	在学する学校の奨学金担当窓口	
ハローワーク和歌山	就職に関する相談	和歌山市美園町5-4-7	073-424-9771
和歌山県子ども・女性・障害者支援センター	子どもや女性の悩み相談等	和歌山市毛見1473-218	073-445-5311
法テラス和歌山	身近な法的相談 面会交流等	和歌山市九番丁15 6階	050-3383-5457

※「配偶者」には内縁関係を「婚姻」には事実婚を含みます。
※母子・父子・寡婦の定義は「母子及び父子並びに寡婦福祉法」による定義ですが、法律や制度により変わることがあります。

福祉局-こども未来部

和歌山市 子育て家庭課 (東庁舎2F)

電話番号 073-435-1219

こども家庭課で手続きできる制度

児童扶養手当制度

支給条件に当てはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（心身が一定以上の障がいがある場合は20歳未満）の子どもを監護する母親・父親等に支給されます。

ただし、所得が一定額以上ある場合は、手当の一部または全部の支給が停止されます。

また、公的年金(除；老齢福祉年金)を受けることができる場合等は受給することができません。

※年金額が低額の場合は受給することができます。

ひとり親家庭等 医療費助成制度

母子家庭・父子家庭等の保険診療分の医療費のうち、自己負担額を助成します。

※所得制限があります。

母子父子寡婦福祉資金貸付制度

●修学資金・就学支度資金等貸付
母子・父子・寡婦家庭の児童が、専修学校・大学等に修業する際に必要な資金や就職するために必要な知識技能を習得するための経費の貸付をします。

※連帯保証人が必要です。

※他の奨学金との併用をお考えの方はお問い合わせください。

●技能習得資金等貸付
母子・父子家庭の親が就職に必要な知識技能を習得するための経費(授業料等)の貸付をします。

貸付期間 最長5年以内

※連帯保証人が必要です。

※貸付後10年以内の返済です。

就業支援講習会

就職に必要な技能知識を身に付けるための講習(パソコン講等)を無料で開講します。

講習内容・開催時期はお問い合わせください。

※テキスト代は自己負担です。

●就職支度資金貸付

母子・父子・寡婦家庭の親及び児童が就職の際に被服等の購入に必要な経費の貸付をします。

※連帯保証人が必要です。

※貸付後6年以内の返済です。

公正証書等作成補助事業

養育費の取決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図るため、養育費に関する公正証書等作成にかかる本人負担費用を補助します。

JR通勤定期乗車券の 特別割引制度

児童扶養手当受給世帯の方は、当課発行の証明書により、JR窓口で割引で購入することができます。

高等学校卒業程度 認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親及び扶養する子が高卒認定試験の対策講座を受講した場合に給付金を支給します。

※事前相談及び申請が必要です。

高等職業訓練促進給付金等制度

対象資格： 看護師・准看護師・介護福祉士・
保育士・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・
助産師・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師

●高等職業訓練促進給付金

就職に必要な資格を習得する養成機関に1年以上通い、修業に専念している場合、修業期間に申請日の属する月から給付金を支給します。

月額10万円（課税世帯は7万5000円）

※最終学年は4万円加算

●高等職業訓練修了支援給付金

入学時における負担を考慮して支給される給付金で、養成機関で1年以上の修業を修了した後に支給されます。

1回限り5万円（課税世帯は2万5,000円）

※修業前に事前相談が必要です。

自立支援教育訓練 給付金制度

雇用保険制度により指定を受けた「教育訓練給付制度指定講座」(例:介護職員初任者研修、医療事務等)を受講する場合に費用の60%(上限20万円)を修了後給付します。

※開始前に相談・申請が必要です。

養育費等支援事業

子どもを監護・教育するために必要な養育費・面会交流・離婚親権・慰謝料や財産分与について弁護士による法律無料相談を毎月第2水曜日にします。

※予約が必要です。

※相談時間1時間

ひとり親家庭等 日常生活支援事業

一時的に支援が必要とする世帯に生活支援員を派遣し、乳幼児の保育、食事の世話、身の回りの家事等をします。

※事前登録が必要です。

※一部有料の場合があります。

母子父子自立支援 プログラム策定事業

児童扶養手当受給者で、就職が困難な方やキャリアアップを望んでいる方に対して、個々のひとり親家庭の実情、ニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークと緊密に連携して、就業に結び付ける支援を行います。

～プログラムの流れ～

申込(随時)⇒面接⇒支援内容決定